



28 諷監第29号
平成28年12月22日

諷訪市長		金子 ゆかり 様
諷訪市議会 議長		宮下 和昭 様
諷訪市農業委員会 会長		濱 紀一 様
諷訪市選挙管理委員会 委員長		平林 圭治 様
諷訪市等公平委員会 委員長		三澤 清司 様
諷訪市固定資産評価審査委員会 委員長		村上 芳明 様
諷訪市代表監査委員		中澤 芳雄 様

諷訪市監査委員 中澤 芳雄

諷訪市監査委員 水野 政利

平成28年度前期定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、別紙のとおり定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見委員) 金子 勝 弘(任期:9月30日まで)
 諏訪市監査委員(識見委員) 中 澤 芳 雄(任期:10月1日から)
 諏訪市監査委員(議選委員) 水 野 政 利

3 監査の実施期間及び対象課所等名

(1) 特別会計定期監査

監査実施日	監 査 の 対 象 と し た 特 別 会 計 の 名 称
7月12日(火)	国民健康保険会計、後期高齢者医療会計、奨学資金会計 公設地方卸売市場事業会計、霧ヶ峰リフト事業会計
7月13日(水)	駐車場事業会計(施設監査を含む)

(2) 各課(及び施設)定期監査

監査実施日	監 査 の 対 象 と し た 施 設 の 名 称
7月13日(水)	霧ヶ峰キャンプ場、霧ヶ峰陸上競技場、霧ヶ峰運動場、霧ヶ峰体育館 霧ヶ峰グライダーふれあい館

監査実施日	監 査 の 対 象 と し た 課 所 (施 設) 等 の 名 称	
10月3日(月)	課所名	財政課、企画政策課、地域戦略・男女共同参画課、危機管理室
	施設名	旧東洋バルヴ工場建物
10月4日(火)	課所名	健康推進課、高齢者福祉課
	施設名	デイサービスセンター湯の里、デイサービスセンター西山の里 西山の里なかよし広場
10月5日(水)	課所名	社会福祉課、こども課
	施設名	蓼科保養学園

監査実施日	監 査 の 対 象 と し た 保 育 園 の 名 称
10月11日(火)	渋崎保育園、城南保育園、神戸保育園、きみいち保育園

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
11月7日(月)	課所名	商工課、観光課、産業連携推進室、農林課・農業委員会事務局 公設地方卸売市場
	施設名	高島城
11月8日(火)	課所名	建設課、都市計画課、国道バイパス推進室、議会事務局
	施設名	自転車駐車場
11月9日(水)	課所名	会計課、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

4 定期監査の執行方針及び着眼点の設定

定期監査を執行するにあたっては、監査委員会議で確認された当年度の監査等執行方針に基づき、原則として、平成28年度の事務事業に係る歳入歳出執行状況全般を対象として定期監査を実施した。

施設監査及び保育園監査(以下「施設等監査」という。)においては、施設等の管理状況及び現金取扱事務等を監査項目に設定し、施設等の管理運営状況等全般について実地に検分した。

また、監査にあたっては、社会情勢や行政需要の変化への対応がなされているかなど、一部に行政監査的視点を導入しながら実施した。

なお、当年度の監査等における着眼点及び共通重点監査事項(平成28年4月1日通知)の要点は以下のとおりである。

(1) 平成28年度監査等における着眼点

ア 財務事務監査における着眼点

- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ・総計予算主義の原則が守られているか。
- ・経理事務については、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

イ 行政監査的視点導入による監査の着眼点

- ・事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民の負担軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ・社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ・事業の目的が明確である上に、各部局間の連携、整合性、総合性がとれているか。
- ・事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

(2) 平成28年度における共通重点監査事項

ア 収入事務について

1) 調定事務について

- ・調定額の算定内容は適正か。また、調定の時期及び手続きは適時適切に行われているか。
- ・減免、延納又は後納等の理由及び手続きは適正か。
- ・調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

2) 徴収事務について

- ・過誤納の還付手続きは適正に行われているか。
- ・延滞金の徴収事務は適正に行われているか。
- ・収入の消込み誤り、漏れ、及び遅延しているものはないか。

3) 滞納整理事務について

- ・収納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ・督促、催告、及び時効の中断の手続きは適時、かつ適正に行われているか。
- ・滞納整理について努力が払われているか。
- ・不納欠損は適時、かつ厳正に行われているか。

4) 現金取扱事務について

- ・現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ・領収書の取扱いは適正に行われているか。
- ・領収書にあらかじめ綴番号及び連番号を付しているか。
- ・使用済みの原符に欠番はないか。また、書損じ分は保管されているか。
- ・使用しなくなった冊子の未使用分はパンチを入れる等の無効処理がなされているか。
- ・現金出納簿は、遅滞なく正確に記載されているか。また、日々出納関係諸帳簿の管理点検は複数で行っているか。
- ・収納金は遅延なく、指定金融機関等に払い込まれているか。
- ・釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

イ 支出事務について

1) 支出一般について

- ・予算流用、予備費充当の手続き及び時期は適正か。
- ・支出の特例による支払い方法(資金前渡、概算払、前金払、繰替払等)及び精算等の手続きは、法令等の定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・不経済な支出及びその他不相当と認められる支出はないか。

2) 委託料の支出について

- ・委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・委託の相手方及び選定方法は適切か。
- ・委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ・委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

3) 負担金補助及び交付金の支出について

- ・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ・補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

4) 工事請負費の支出について

- ・竣工検査は確実にされているか。また、工事請負の事実のないものはないか。

- ・請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

5) 契約事務について

- ・随意契約による場合、その理由は適正か。また、適正化法に基づき公表を要する公共工事については、相手方を選定した理由が公表されているか。
- ・随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

6) 財産管理事務について

- ・財産台帳は調製され、取得、処分、所管替え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は、財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- ・財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。
- ・財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。

7) 物品購入及び保管管理について

- ・物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。(特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。)
- ・物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ・物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

8) 基金について

- ・基金設置の目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

5 監査の実施手続き及び方法

あらかじめ指定し、提出させた資料により、歳入歳出全般の執行状況について説明を聴取した上で、上記着眼点に基づき、質疑形式による監査を中心に、実査、視察、閲覧、照合などの手続きにより監査を行った。また、施設等監査については、資産の管理状況や業務の運営状況等を把握するために現地に赴き、実地に検分を行っている。なお、備品に係る財産管理事務監査については、その業務の一部を補助職員に命じ、その結果について報告を徴するなどの方法で監査を行った。

6 監査の結果

当年度の監査実施計画及び執行方針等に基づき、財務事務及びその他事務事業並びに施設の管理状況等を監査した結果、それぞれの事務事業は概ね適正に執行され、順調に進捗しているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項については、その都度口頭で指摘したため、特に留意を要すると思われる点について以下に意見としてまとめたので、今後の参考とされたい。

7 監査の意見

(1)特別会計定期監査における意見

国民健康保険会計他計6会計については、平成27年度の決算計数により監査を実施し、その結果及び意見は、同年度歳入歳出決算等意見書に反映させていることから、当該報告書では概略のみ記載することとするが、いずれの会計においても、積極的な自主財源の確保と一層の経費節減に努め健全な運営が行われるよう要望する。

ア 国民健康保険会計

年々増大する医療費の抑制が国保財政の安定化に向けて大きな課題であると思料する。基金が底をつき、国保財政がひっ迫している現況の中で、運営主体が県に移る平成30年までを値上げも含めてどのように対応していくか、国保運営協議会等を活用し検討されたい。

特定健康診査や特定保健指導事業については、受診率、実施率とも60%の目標を定め、それに近い数値を上げている。生活習慣病の有病者・予備群を減少させ、医療費の抑制にもつながることから、今後も積極的に事業を推進されたい。

イ 霧ヶ峰リフト事業会計

リフト等施設の老朽化が進んでいることから、安全運行のため大規模なオーバーホールの修繕・点検が必要になっている。霧ヶ峰高原の活性化のためにリフト事業は不可欠であり、今後の霧ヶ峰高原のあり方について、地元だけでなく市民参加で検討することを提案する。

なお、霧ヶ峰リフト等施設での事故発生時の保険について、保険内容を確認し、補償等が妥当であるか検討されたい。

ウ 奨学資金会計

平成27年度から新しい奨学金制度に移行したが、利用者の拡充が図られるよう積極的な貸付に努められたい。奨学金制度が、より多くの学生の就学の援助となり、人材育成や諏訪市の地方創生に寄与することを期待する。また、決算書には、奨学資金貸付残高を表記することを検討されたい。

エ 公設地方卸売市場事業会計

市場審議会を4回開催し、卸売市場が抱える課題や今後のあり方等の検討に活用していることを評価する。

卸売市場を取り巻く環境は大きく変化しており、時代の変化に対応した市場のあり方の検討が重要であると思料する。今後も市場審議会等を積極的に活用し、様々な見地から卸売市場のあり方を検討し、今後の方向性を見出されたい。

オ 駐車場事業会計

防火管理上の懸案事項として指摘されていた、場内のタバコの吸い殻については改善されたことを確認した。

一般会計からの繰入金が大きくなり、運営状況が良好であることを評価する。

利用台数、料金収入が増え、駐車場が活用されていることを確認したが、観光客等にも利用してもらえようわかりやすい表示方法等を工夫されたい。今後も利用しやすい安全・安心な駐車場管理に心掛けられたい。

カ 後期高齢者医療会計

高齢化社会の進行により、被保険者が年々増加する中で、安定した事業運営がなされていることを確認した。今後は、増加する被保険者の疾病予防・健康づくりを重視した取り組みが、今まで以上に必要になってくるものと思料する。健康づくりのための取り組みを、健康推進課やスポーツ課と連携して進められることを提案する。また、健康で一年間後期高齢者医療保険を使わない人を「広報すわ」等で紹介したり、表彰を行うことの検討を提案する。

(2)各課(及び施設)定期監査における意見

いずれの職場においても、真摯に業務遂行に努め、またその進捗状況も順調であることを確認した。

ア 各部局共通事項

1) 公共施設等の総合管理について

諏訪市が所有する公共施設やインフラ資産の全てを把握し、それにかかる維持管理費を確認することは重要であり必要なことと思料する。「公共施設等総合管理計画」策定後は、個別施設の設計計画を整備し、計画の進行管理を行い、計画的な修繕等により財政負担の軽減、平準化を図られたい。

イ 各部局個別事項

【企画部】

1) 情報セキュリティ強化対策事業について

国からの要請による情報セキュリティ強化対策事業については、内部事務系ネットワークとインターネット接続系ネットワークを分割し、重要なデータの持ち出しを不可能にするものである。情報化社会が進行するとともに、情報の管理が複雑で困難になる傾向があるが、情報漏洩等が発生しない安全・安心なシステムを早期に構築されたい。

(企画政策課)

2) 移住交流促進事業について

移住交流促進事業は、人口減少対策や地域活性化といった地域創生につながるものであり、事業の成果に期待する。事業が平成30年度までと期間が限られていることから、移住促進プロモーション動画の作成、諏訪圏移住相談センターを拠点としての関係機関との連携、情報発信等、事業の円滑な遂行に努められたい。

(地域戦略・男女共同参画課)

3) 防災無線デジタル化事業について

防災無線デジタル化事業については、大きな費用がかかり補助対象期間が平成28、29年度に限定されていることを考慮し、迅速に対応していることを確認した。市民の生命に直接影響することでもあり、円滑な遂行と早期の竣工を図られたい。

(危機管理室)

【健康福祉部】

ア) 保育園監査意見

1) 保育園の管理運営について

いずれの保育園においても適正な管理運営がなされていることを確認した。地域との協力関係を構築し、地域の人々の力を活用することは、子どもたちの健やかな成長と安全・安心な環境づくりにたいへん有効であることから、今後も各園はこのような取り組みを積極的に継続・発展されたい。

イ)各課(及び施設)監査意見

1)40歳未満健康診査事業について

今まで対象にならなかった若年世代に、生活習慣病の早期発見、発症予防の観点から健康意識を高めるため、生活習慣を振り返る機会となる無料健康診査を新たに実施したことを評価する。日曜日を利用するなど実施方法を工夫し、265人が受診したことを確認した。今後、サービスの周知により受診者が増え、健康診査が活発に行われ、市民の健康増進が図られることを期待する。

(健康推進課)

2)健康づくりプロジェクト事業について

健康づくりプログラムの中で、活動量計を使用してインターバル速歩等を行い、そこから得られるデータを分析し、健康づくりに効果的な運動を市民に広めようとしていることを確認した。データの活用等により、健康無関心層が解消し、市民の健康意識が向上することを期待する。

(健康推進課)

3)産後ケア・サポート事業及び子育て応援相談事業について

産後ケア・サポート事業及び子育て応援相談事業については、出産後の育児において、乳幼児を持つ母親を支援し、現代のニーズに応えるものであると思料する。今後啓発に努められ、利用が拡大し、切れ目のない子育て支援体制が確立されることを期待する。

(健康推進課)

4)すわかっランドの管理運営について

すわかっランドの管理運営については、指定管理制度を導入してから5年が経過し、2年連続で年間入館者数が30万人を超えるなど、民間の発想を取り入れた健康づくり拠点施設として成果が表れていることを評価する。竣工から10年余が経過し、施設及び備品の老朽化が進んでいるため、指定管理者と連携し、計画的な修繕に心掛け、営業に支障のない管理運営に努められたい。

(健康推進課)

5)生活支援コーディネーター設置事業について

さらなる高齢化社会に向けて、生活支援コーディネーターを活用し、各地域の支援ニーズを把握し、連携を取りながら自主的な取り組みを促し、地域の実情に合った支え合いを推進されたい。

(高齢者福祉課)

6)デイサービスセンター湯の里について

「デイサービスセンターも今は選ばれる時代」ということで、社会福祉協議会職員も努力と工夫をしてサービスを行っていることを確認した。湯の里については開所後19年が経過、施設が老朽化し、雨漏りがあるなど機能的にも不具合等が生じているため、施設の修繕を行いながら支障のない管理運営に努められたい。

(デイサービスセンター湯の里)

7)介護サービス給付事業について

障害者総合支援法に基づき、全ての障害者を対象にして生活介護支援事業が始まった。様々な工夫・改善のための相談体制を構築するなど、有効なサービスが行われ、利用希望者が増加することを期待する。

(社会福祉課)

8)未満児室への空調設備設置について

未満児保育充実のため、未満児室への空調設備設置を進めていることを確認した。快適で安全・安心な保育環境実現のため、未設置の保育園への空調設備の早期設置に努められたい。

(こども課)

9) 旧清水学園改修事業について

「ふれあいの家」移転に伴い、今までの施設とは異なった形で再開されることになると思われるが、地元住民の理解と協力をいただき新しい施設でもお年寄りの利用が定着できるよう、地域への働き掛けをされたい。

(こども課)

10) 蓼科保養学園について

文部科学省の研究受託事業を活用し、大学と連携しながら定量的なデータを取り、心の成長を含む蓼科保養学園の成果について調査、研究を遂行していることを確認した。今後、施設の方向性が定まり、ふるさと寄附等の補助が受けられるよう、新プラン構築委員会を活用し、成果報告書をまとめ、課題を解決し、文部科学省から認可を受けることを期待する。

(蓼科保養学園)

【経 済 部】

1) 各種補助事業の見直し及び利用促進について

多くの補助事業を抱える中で、利用状況等を確認し、利用件数が少ない事業の内容を見直し、利用しやすい内容に変更したことを評価する。今後も市内企業育成のため補助事業の見直し、周知、利用促進を図られたい。

(商工課)

2) 高島城の運営について

高島城については、御柱祭やNHK大河ドラマ「真田丸」等タイムリーな展示や紹介により入場者が大幅に増加した。職員等が施設運営に工夫していることを評価する。

(高島城)

3) 今後の観光振興について

諏訪市は諏訪湖、霧ヶ峰高原、高島城、温泉等他市町村にはない観光資源に恵まれている。観光振興のため、県や近隣市町村と広域的に連携し、民間の活力を入れ、官・民が一体となった対応を要望する。

(観光課)

4) 機構集積支援事業について

国から農地台帳システムの構築を求められているが、データ整備後、耕作放棄地等の発見や確認、地権者への農地の利用状況確認等、データの有効活用を期待する。

(農業委員会事務局)

【建 設 部】

1) 自転車駐車場の利用について

昭和63年に竣工した自転車駐車場は通勤、通学の人々に無料で利用されている施設である。上諏訪駅前位置しており利便性も高いことから、施設の表示等も工夫しながら駅利用者等に広く知ってもらうために、PRに努められたい。

(自転車駐車場)

2) 新和田トンネルの通行料負担軽減について

県と連携して諏訪市が岡谷市、下諏訪町と共同で負担する、新和田トンネルの割引通行券の発行は、通勤等日常利用者に寄与していることを評価する。

(建設課)

3) 今後の道路行政について

道路舗装新設修繕事業、道路改良事業等については、国からの交付金が当初予算から大幅に減額されている。このような状況の中で、増加する市民要望に応え、舗装、新設、維持管理等を進めるため、予算の補正や流用もやむを得ないと思料する。

(建設課)

4) 立地適正化計画・都市計画マスタープラン策定事業について

立地適正化計画・都市計画マスタープラン策定事業は、都市計画マスタープランを見直し、コンパクトシティの形成に向けた取組を推進するもので、今後の都市計画行政の基本となる重要な事業と思料する。策定委員会の立ち上げが予定されており、適正な計画案が作成されることを期待する。

(都市計画課)

5) 住宅・建築物耐震改修促進事業について

住宅・建築物耐震改修促進事業は、木造住宅等の安全・安心に配慮した助成事業であるが、耐震診断や耐震改修の助成申請件数は低調である。多くの市民に利用してもらえるよう一層の周知に努められたい。

(都市計画課)

8 総 評

前期定期監査を実施し、各対象部局長等に講評を行った。

当該監査意見が職員間に周知されることにより、課題解決としての情報の共有化が図られ、内部統制が有効に機能するよう努められたい。また、職員の心身の健康管理と健全な職場環境に配慮し、より適正かつ効率的な行財政運営が図られるよう望むものである。